

## ■手引き

- 1 表紙の修正
- 2 目次の修正
- 3 P3-4 建設業法（抜粋）  
○令和元年9月の法改正に伴う条項ずれに対応
- 4 P5 申請の概要  
○令和2年4月から、経由事務廃止に伴い、国土交通大臣許可業者の申請先が近畿地方整備局に変更となるため、申請窓口の記述を修正  
○行政書士法に係る注意事項を修正
- 5 P6 (3) ウ 建設業法経営状況分析申請 登録分析機関一覧  
○「登録番号 000011」について、機関の名称等に伴い修正  
…「(株) 日本建設業経営分析センター」⇒「(株) NKB」に名称変更
- 6 P8 (5) ア 申請手数料  
○業種追加後、同一審査基準日で再度受審する場合の申請手数料を※3として明記
- 7 P11-12 《審査項目の確認に係る提出・提示書類》  
○修正内容を反映、その他記載を修正
- 8 P32 ウ いわゆる法人成り、代替りについて  
○代替りの場合、被承継人は、許可を受けて建設業を営んでいた個人に限る旨を明記
- 9 P35-36 工事経歴書の記載例  
○経営事項審査申請をしない場合、工事経歴書に記載する完成工事は、10件と明記（許可手引きの改訂を反映）  
○フロー図について、軽微な元請工事のみで10件に達している場合でも、続けて下請工事について、請負代金の大きい順に全体の7割超まで記載する必要がある旨の記載を修正
- 10 P47-48 **5****6**「建設機械の所有及びリース台数」  
○B（移動式クレーン）の《提出・提示書類》について、オフロード車、オンロード車に分けて明記  
○※1について、
  - ・特定自主検査記録表の検査者及び責任者の捺印に係る取扱いを明記
  - ・審査対象事業年度内に新車で購入し、審査基準日時点で特定自主検査時期が到来していない場合の「提示」書類を、「提出」に変更  
○ショベル系掘削機について、加点対象以外のアタッチメントを装着している場合は、加点対象のアタッチメントを撮影した写真が必要である旨を※3に追記  
○割賦販売契約等による購入により所有権が移転していない場合の取扱いを※2に追記  
○※4の提出・提示書類の省略できる場合の記述を整理  
○※6の大型自動車（大型ダンプ車）についての説明を追記  
○「建設機械の保有一覧表」の改訂に伴い記載例を修正

- 11 P51 **5****7****5****8** 「国際標準化機構が定めた規格による登録の状況」  
○認証範囲に建設業許可を受けている全ての営業所が含まれている必要がある旨を追記
- 12 P51 **6****0** 「新規若年技術職員の育成及び確保」  
○審査対象事業年度内に新たに技術職員となった者についての説明を追記
- 13 P53 **6****1** 技術職員名簿の記載要領  
★建設業法施行規則の改正に伴う修正
- 14 P55-57 (新 P54-56) 技術職員の常勤性確認書類  
○※1、※2の健康保険適用除外承認を受け国保組合等に参加している場合の取扱いを整理、国保組合の加入証明書は技術職員名が確認できるものに限られる旨明記  
○「〈例外の場合〉」の「後期高齢者（雇用保険の対象となる者を除く）」の場合の提示書類である「住民税特別徴収税額通知書」のうち、「納税義務者用」は写しで可である旨の記載に修正  
★確認書類に、能力評価実施機関が発行する「能力評価（レベル判定）結果通知書」を追記
- 15 P70-71 (新 P71-72) 技術職員の資格・実務経験コード表及び評点  
★建設キャリアアップカードにおいて、レベル4（コード：704、評点3点）、レベル3（コード：703、評点2点）の判定を受けている技能者に係るコード、評点を追記
- 16 その他軽微な修正  
○解体工事業に係る経過措置（令和元年5月末終了分）に係る記述を削除  
→P23、26、27、30、33、52、53、54、58(新57)、70(新69)、72(新71)  
※P53の記述削除により、改定後手引きは、P54以降頁数が1頁前倒し  
○頁数変更（P54以降、1頁前倒し）に伴う修正  
→P13、14、51、52  
○上記を含め、以下のページを微修正  
→P45、46

## ■各種様式

### 1 建設機械の保有一覧表

- リースの場合、自動更新特約の有無を記載する欄を新設

### 2 建設機械写真台紙

- 「保有社名入り機械全景写真」欄については、機械に保有会社名の記載がなければ機械全景を貼付することとなっているが、3枚目に「機械全景」があるため、「保有社名入り機械全景写真」欄を削除
- ショベル系掘削機について、加対象以外のアタッチメントを装着している場合は、加対象のアタッチメントを撮影した写真が必要である旨を（注2）に追記
- 審査対象事業年度内に新車で購入し、審査基準日時点で特定自主検査時期が到来していない場合は、対象機械に「出荷標章」が貼付されていることがわかる写真が必要である旨を（注3）に追記

以 上